

あいかわ 議会だより

第 130 号

責任者 議会議長 森川絹枝
年4回発行・本号14ページ



清流中津川でのアユ釣り

さらに開かれた議会をめざし、議会基本条例を可決・制定 P 2

町議会議員の期末手当の引き下げに関する条例を可決 P 2

過去最多、一般質問に14人が登壇 P6~12

平成23年8月15日

< 6月第2回定例会 >

○発行/愛川町議会 編集/議会だより編集委員会 〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1 046-285-6927(直通) 046-285-2111(代表)

平成23年第2回愛川町議会「6月定例会」は、6月1日から6月15日までの会期15日間（本会議4日間）にわたり開かれました。

この定例会では、専決処分の承認・補正予算・訴えの提起など、合計で8件の町長提出議案を承認・可決しました。

また、議員提出議案では、「愛川町議会基本条例」をはじめ4件を提出し、すべて可決しました。

本号ではこれら「6月定例会」の内容をお知らせいたします。



平成23年 第2回定例会日程

月	日	曜	会議名	主な内容
6	1	水	本 会 議	専決処分の承認 町長提出議案の説明 議員提出議案の説明
	2	木	本 会 議	一般質問（7人）
	3	金	本 会 議	一般質問（7人）
	7	火	総務建設常任委員会	付託案件の審査 所管事務調査
	8	水	教育民生常任委員会	付託案件の審査 所管事務調査
	14	火	本 会 議	提出議案の総括質疑 討論・採決 付託案件の審査報告・ 質疑・討論・採決 追加議案（議員提出） の説明・質疑・討論・ 採決

さらに開かれた議会めざし 議会基本条例を制定

◎愛川町議会基本条例
の制定

（賛成全員）

【愛川町議会基本条例とは】

地方自治の本旨に基づき、議会に関する基本的事項を定め、愛川町自治基本条例に規定されている「議会の責務」をより明確にしたもので、本町の活力あるまちづくりと町民福祉の向上に資することを目的とした条例であり7章20条で構成されています。

【条例制定の理由】

現在、地方分権が推進される中、愛川町議会が果たすべき役割はますます大きくなっています。執行機関である愛川町長と二元代表制の下、ともに健全な緊張関係を維持しながら、行政の監視評価を行い、意思決定機関としての議会が持つ力をこれまで以上に発揮する必要があります。

また、議会は愛川町民から直接選挙された議員

として、その負託に応えるため積極的に活動しなければなりません。そのためには、住民自治の原点に立ち、議員一人一人がさらに政策立案能力を身につけ、意識改革に取り組む、資質の向上を図ることが重要であることから、「広く町民の声を聴く議会」「町民とともに歩む議会」「町民参加を基本とする開かれた議会」を実現するため、本条例を制定したものです。

【条例の主な特徴】

（議会の運営原則と責任）

・議会は、町の施策及び事業が効率的かつ適正に

実施されているかを監視及び評価をします。

（自由討議による合意形成）

・議長は、議員相互間の自由討議を積極的に活用した運営に努めます。

・議会は、委員会等において自由討議により議論を尽くして合意形成に努めます。

（議会への町民参加）

・請願や陳情を町民等からの政策提案として位置付け、審議にあたって提出者等の意見を聴くことができます。

（意見交換会）

・町民等の意見を議会運営に反映させるため、意

見交換会を行います。

（町長等と議会の関係）

・町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して、趣旨を確認するための発言ができます。

施行期日は平成23年7月1日

◎愛川町議会委員会条例の一部改正

（賛成全員）

平成23年第1回定例会において「愛川町議会議員定数条例」の一部改正を行い、議員定数を18人から16人に改めたことに伴い、現行の愛川町議会委員会条例第3条の別表で規定している各常任委

員会の委員定数を9人から8人に改正したものです。

施行期日は、次の一般選挙後において最初に開催される議会の招集日から。

◎愛川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

（賛成16人・反対1人）

議員提出議案として提出し、審議の結果、今後支給する期末手当の年間支給割合を4・4月から3・95月に0・45月引き下げる改正条例案を賛成多数で可決しました。

施行期日は平成23年4月1日

(賛成15人・反対2人)

地方税法施行令の一

施行期日は平成23年4

月
1
日

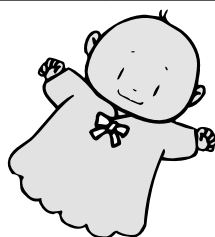
◎専決処分の承認（国民健康保険条例の改正）

（賛成全員）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えるため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に引き上げられていた出産育児一時金について、平成23年4月1日以後、恒久的な措置とすることとなったため、別表のとおり、所要の改正を行ったものです。

愛川町国民健康保険税条例の一部改正

区 分	改 正 前	改正後	増 減
基礎課税額の限度額	50万円	51万円	1万円
後期高齢者支援金等 課税額の限度額	13万円	14万円	1万円
介護納付金課税額の 限度額	10万円	12万円	2万円
限度額の合計	73万円	77万円	4万円



害をあたえたもので、本
町の義務に属する損害賠
償権
滞納者が第三債務
者

◎平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(賛成全員)

今回の補正は歳入歳出
予算の総額にそれぞれ
155万9千円を追加し
歳入歳出予算の総額を53
億9千955万9千円と
したものです。

主な内容としては、取
立訴訟に係る弁護士費用
等です。

者
町中
協同
長
栄
模原市
6丁目
組合
和彦

◎損害賠償額の決定（施設管理の瑕疵に係る損害賠償）

(賛成全員)

町道中津2428号線を原動機付自転車で行中に道路面（砂利道）から一部突出していた下水道マンホールの鉄蓋に前輪タイヤが接触・転倒し運転者がけがをし、原動機付自転車を損傷させ損

件 名	結 論	陳 情 者	所管委員会
陳情第1号 T P P 交渉参加反対 に関する陳情	継続審査	愛甲郡愛川町中津 7 4 7 番地 県央愛川農業協同組合 代表理事組合長 斎 藤 栄 一	総務建設 常任委員会
陳情第3号 義務教育費国庫負担 制度存続、教職員定 数改善計画の早期実 施を求める陳情	採 択 (賛成全員)	神奈川県相模原市中 央区富士見6丁目 6 番 1 3 号 湘北教職員組合 執行委員長 平 野 知 彦	教育民生 常任委員会

793, 390円

◎訴えの提起について
(町税差押債権取立金請求) 他2件
(賛成全員)

町長が、町税・国民健康保険税の滞納金を徴収す。

限度額を超えて支払った金
返還請求権の取立てに
対し、第三債務者が支払
いに応じないことから取
立訴訟を提起するもので
す。

するために差し押さえた債権（滞納者が第三債務者「消費者金融業者」）に對して、利息制限法第1条第1項所定の利息の制限額を超えて支払った金銭「過払金」の不当利得返還請求権の取立てに對し、第三債務者が支払いに応じないことから取立訴訟を提起するものです。

義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画の早期実施を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠であり、現行教育制度の根幹をなしています。

しかし、日本の教育予算は、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で、最下位となっています。

さらに、三位一体改革により、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

また、少人数学習や少人数学級などの実施は、時代のニーズに応えるものであり、新しい学習指導要領が本格的に始まり授業時数も増加する中、不登校やいじめ等の課題は深刻化し、障害のある子どもや日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちも顕著に増えており、35人以下学級の実行は重要なものとなっています。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう強く要望します。

- 1 義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させること。特に学校事務職員・栄養職員・加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 義務標準法改正の趣旨に基づき、公立の小学校二年生から六年生まで、及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の学級編成の標準を順次35人に改定する措置を早期に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月14日

内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会
議長 森 川 絹 枝

◎義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画の早期実施を求める意見書

議員提出議案第7号
として提出され、審議の結果、原案のとおり

（賛成全員）

可決し、次のとおり意見書を関係行政庁に送付しました。

義務教育費国庫負担制度存続、
教職員定数改善計画の早期実施を求める
意見書を関係行政庁へ提出

平成22年度 政務調査費収支報告

政務調査費は、地方自治法や町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により、議員の調査研究に必要な経費の一部として各会派に交付されるものです。

交付額は、所属議員1人当たり月額1万円です。

各会派から提出された平成22年度分の政務調査費交付金の収支報告は、次のとおりです。

(単位:円)

会派名 (所属議員数)	あいかわクラブ (6人)	愛政クラブ (4人)	あすか (2人)	共産党 (2人)	民主みらい (2人)	公明党 (2人)
交 付 額	720,000	480,000	240,000	240,000	240,000	240,000
支 出 額	725,789	481,572	188,941	241,251	412,708	243,294
残 額 (返還額)	0	0	51,059	0	0	0

町長 関東大震災は、大正12年9月1日に発生した最大震度7の大地震であり、死者・行方不明が10万人を超えた地震でした。そこで、当時の被害状況ですが、死者17人、負傷者8人、家屋の全壊19棟、半壊52棟の被害でした。

**死傷者は25人
家屋の全半壊71棟**

問 東日本大震災を踏まえ、歴史的事実を振り返る事も必要であることから、関東大震災時の本町の被害状況を伺います。

関東大震災時の 本町の被害状況

林 茂議員

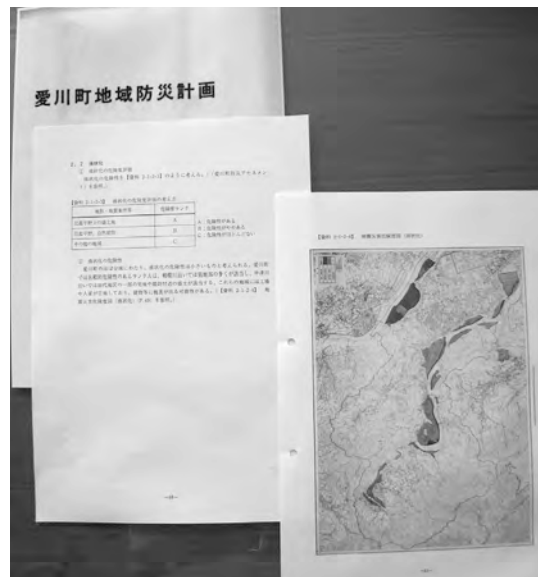


町長 平成7年度に実施した防災アセスメントの結果では、町のほぼ全域にわたり液状化現象の危険性は小さいものと考え

**川沿い可能性あり
情報提供に努める**

問 本町の支持地盤は比較的安定地盤であるが、液状化を起こす可能性のある地域もあると思いますので、その対応を伺います。

**本町の地盤
液状化の地域は**



液状化の予想が記載されている地域防災計画

られますが、相模川や中津川沿いの比較的低い土地は、液状化が発生する可能性があります。その対策としては、地盤改良や建物については支持地盤までの杭基礎を入れるなどの方法が有効とされています。液状化の可能性がある地域については、情報提供などに努めたいと考えています。他の質問事項なし

町長 役場庁舎の耐震診断については、大破又は倒壊には至らないという報告を受けています。東日本大震災のような想定外の事態によって耐震診断結果を覆すような事態も否定はできませんが、基本的には診断の結果を尊重していきたいと考えています。

**大破・倒壊はない
診断結果を尊重**

問 3月11日の東日本大震災発生に伴い、改めて役場庁舎の安全性について伺います。

役場庁舎の 安全性

馬場 司議員



暑さ対策

防災行政無線の活用を

問 昨年の夏は気象庁が異常気象と宣言するほど暑い日が続きました。注意喚起のため、防災行政無線の活用の考えについて伺います。

**熱中症個人差あり
放送は難しい**

町長 防災行政無線を活用した住民への注意喚起ですが、熱中症の発生は必ずしも一様ではなく、

個人差があることから、熱中症に対する正しい知識を持ち、予防に心掛けることが重要です。このようなことから、光化学スモッグ注意報のように一様に被害発生が想定される場合とは異なることから放送はなかなか難しいものと考えています。他の質問事項①町長・副町長の活動②観光事業の未来



大破又は倒壊には至らない役場本庁舎

会派 議決一覧表

各会派賛否 ○…賛成、●…反対

議案番号	議案の件名	あいかわ (6人) 馬場議員 林 議員 中山議員 鈴木議員 成瀬議員 渡辺議員	愛 政 (4人) 熊澤議員 鳥羽議員 小倉議員 熊坂弘久議員	あすか (2人) 山中議員 小島議員	共 産 (2人) 井上議員 小林議員	民主みらい (2人) 近藤議員 熊坂徹議員	公 明 (2人) 井出議員 森川議員	議決結果
議員提出 第 5 号	愛川町議会基本条例の制定について	○	○	○	○	○	○	可 決
議員提出 第 6 号	愛川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	可 決
議員提出 第 7 号	義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画の早期実施を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	可 決
議員提出 第 8 号	愛川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○●	○	○	○	可 決
町長提出 第 4 3 号	専決処分の承認について（愛川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	○	○	○	●	○	○	承 認
町長提出 第 4 4 号	専決処分の承認について（愛川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）	○	○	○	○	○	○	承 認
町長提出 第 4 5 号	平成23年度愛川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	可 決
町長提出 第 4 6 号	損害賠償額の決定について（施設管理の瑕疵に係る損害賠償）	○	○	○	○	○	○	可 決
町長提出 第 4 7 号	神奈川県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加と規約の変更について	○	○	○	○	○	○	可 決
町長提出 第 4 8 号	訴えの提起について（町税差押債権取立金請求）	○	○	○	○	○	○	可 決
町長提出 第 4 9 号	訴えの提起について（町税等差押債権取立金請求）	○	○	○	○	○	○	可 決
町長提出 第 5 0 号	訴えの提起について（国民健康保険税差押債権取立金請求）	○	○	○	○	○	○	可 決
陳 情 第 1 号	T P P 交渉参加反対に関する陳情	○	○	○	○	○	○	継続審査
陳 情 第 3 号	義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画の早期実施を求める陳情	○	○	○	○	○	○	採 択

※陳情第3号は委員長報告に対する賛否

【お詫びと訂正】

前号129号6ページの会派議決一覧表において、会派「あすか」の賛否の表示に、誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

(誤)

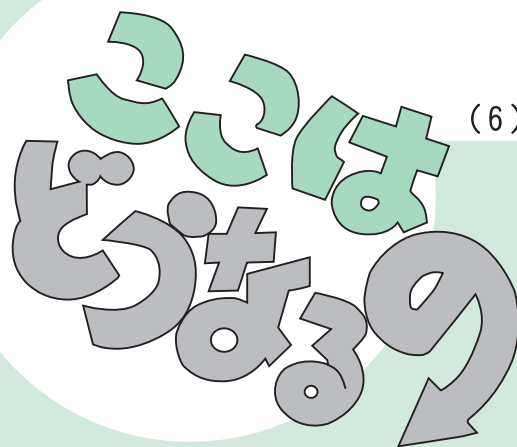
各会派賛否 ○…賛成、●…反対

議案番号	議案の件名	あすか (2人) 山中議員 小島議員	議決結果
議員提出 第 3 号	愛川町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	●○	可 決

(正)

各会派賛否 ○…賛成、●…反対

議案番号	議案の件名	あすか (2人) 山中議員 小島議員	議決結果
議員提出 第 3 号	愛川町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	○	可 決



一般質問



役場町長部局に 防災課の新設を

渡辺 基議員

問

東日本大震災の教訓から、町長部局に役場全体の初動体制の確保とコントロールを図る防災対策課を新設する考えについて伺います。

現状で適切な対応 設置の考えなし

町長 今回の東日本大震災における対応にあたっては、総務課と消防防災課の連携のもと、適切な対応が図れていると認識していることから、現在のところ、町長部局の中に防災対策課を新設することは考えていません。

中津不二家周辺の 交通事故防止対策

問

中津地区不二家周辺の交通事故防止対策について、これまでの対応と今後の町の取り組みについて伺います。

ゼブラゾーン設置 車線構成を見直す

町長 この付近の交通安全・渋滞対策については従来から懸念をしているところですが、平成22年度には、厚木警察署と何度も協議を重ね提言を頂いたところです。

町としても、この提言をもとに、まずは中央帯いわゆるゼブラゾーンを設置し、車両の前方視界を広くする車線構成を見直し、この交差点を利用する歩行者、車両の交通安全対策を推進していきます。

他の質問事項なし



情報の共有 どう取り組む

熊坂 徹議員

問

「協働のまち」を掲げる第5次総合計画がスタートしました。新しい情報化推進計画では、協働のまちを目指して、情報の共有にどう取り組むのか伺います。

インターネットで 電子アンケートも

町長 新しい計画では、インターネットによる電子アンケートの実施や地域コミュニティ活動の支援や観光イベント、店舗の情報などを提供する地域ポータルサイトの創設などを検討します。

公共政策のあり方

事業を見直し再点検

問

言うまでもなく、公共政策の原資は税金です。最少の経費で最大の効果を目指すことはもちろん、公平かつ公正でなければなりません。そこで、公共政策のあり方という視点から、敬老祝い金など、事業の見直し、再点検をする必要があるのではないのでしょうか。

金や「かなちゃん手形」への助成、在宅介護支援センター運営事業、高校への通学費助成事業など公共政策や公共サービスのあり方について、より一層行政評価の精度を高め、事業の見直しも含め必要に応じて点検、検証をしたいと考えています。

行政評価の精度高め 見直しも視野

町長 ご指摘の敬老祝い



本町の情報化推進計画

町長 災害が発生した時
要援護者が避難所まで避難できる実効性のある仕組みづくりを進めることが重要であると考えています。現在、町地域福祉計画の見直しを進めており、この中で要援護者避難支援マニュアルを検討し、実効性の高い計画を進めていきたい。

支援マニュアルで 実効性高める

問 災害時に自力で避難できない高齢者・障害者の個別支援計画策定の取り組みを伺います。

災害時要援護者の 個別支援計画策定

井上 博明議員



町長 2月に空き家調査を実施し、266カ所の

環境美化条例で 適正管理促す

問 共産党議員団は、1月に町内の空き家を調査し、2月3日、町長に空き家の管理に関する要望書を提出しました。その後の空き家管理の取り組みを伺います。

空き家対策の取り組み



災害時避難訓練のようす

空き家を把握している。火災予防・犯罪・悪臭や害虫の発生等衛生対策の観点から空き家の適正管理など要望や苦情が年々増加傾向にあり、既存の法律や条例では対応が難しい。新たな方策として町環境美化条例の制定・施行により空き家の適正管理を促していきたい。他の質問事項①旧郷土資料館の保存活用

町長 3月11日の大震災発生時、宮ヶ瀬ダムでは震度4、ダム本体、関連施設に異常は無かったとのこと。また、堤体の変形、漏水とコンクリート変形量の調査データについては公開していないとのこと。

今回は異常なし 一般には非公開

問 ダムの堤体の沈下、変化の調査はしているのか、また、その調査結果は開示されているのか伺います。

宮ヶ瀬ダム 調査と結果報告

熊坂 弘久議員



宮ヶ瀬ダムの本体

町長 緊急消防援助隊として消防士17名を派遣し県下市町村合同隊に2名派遣、町内企業、団体や個人の方からの救援物資の提供、義援金も町よ

積極支援に努力 関連施設で実施

問 救援対策の具体的内容、避難者への住宅手配、他市町村との災害救援協定の締結、原発事故による節電対策を伺います。

東日本大震災 救援対応と節電対策

り30万円を送金しました。本町に避難された方への住宅支援は町営住宅、雇用促進住宅などに入居斡旋をしました。他市町村との災害協定は県下28市町村や県央やまなみ地域5市町村と友好都市立科町と協定を結んでいるので他の市町村協定は今後研究します。節電計画は庁舎内及び町関連施設で節電対策を実施します。他の質問事項なし



自治会の加入低下 加入促進の取組み

小島 総一郎議員

問

町内の自治会への加入率の低下が止まりません。加入促進に向けた取り組みを伺います。

転入手続きの際 啓発チラシを配布

町長 町では、一人でも多くの方が自治会に加入していただくよう、先ず本町への転入手続きの際に、住民課の窓口で自治会加入への啓発チラシを配布しています。また、本年7月号の「広報あいかわ」に加入促進に向けた記事の掲載などの加入啓発も行なっています。

線引き見直しの対象地域

問

平成25年に第7回の線引きの見直しが、予定されています。そこで、第7回の線引き見直しの対象地域を伺います。

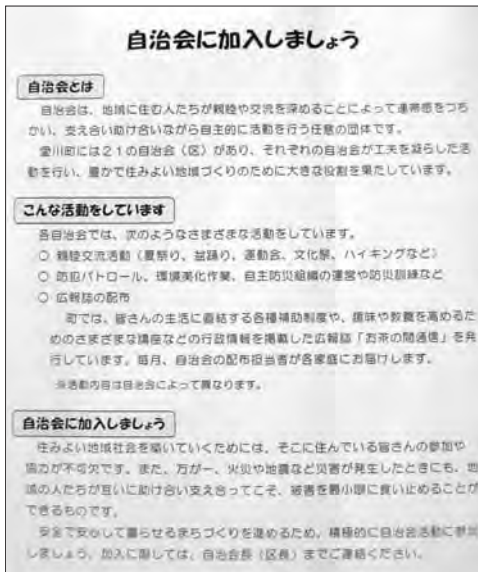
現段階では 前回と同様

町長 見直しの対象地域ですが、現段階においては、県知事の基本方針がまだ示されていませんが、本町としては、第6回の線引きの見直しと同

様に、市街化区域内の土地利用の見込みが低い、傾斜地山林を緑地保全のため、市街化調整区域に変更する必要があると考えています。

※線引き見直し……都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する「区域区分」を定期的に見直すこと。

他の質問事項①宮ヶ瀬ダム



転入手続きの際に配布される自治会加入啓発チラシ



深刻な電力不足 節電対策と目標値

小倉 英嗣議員

問

東日本大震災の影響で電力不足は深刻な状況です。そこで、役場庁舎を含む公共施設の具体的な節電対策と削減目標を伺います。

冷房 29 度 設定 消灯等で 25% 削減

町長 使用電力を国は7月から9月までの3カ月間前年度比15%の削減目標を設定しました。本町では、25%の削減目標を設定し、本庁舎の一斉消灯やノー残業デーを金曜日も加え週2回とし、冷房は29度に設定します。

電力自給推進計画の策定

問

原発停止の影響で企業活動や雇用状況が悪化しており、日本経済の先行き不安が高まっています。そこで、非常用電源も含めた本町の電力自給推進計画の策定に向けた取り組みを伺います。

太陽光発電に補助 推進計画はない

町長 町では18年度から住宅用太陽光発電に補助

金を出してきました。今までに163基、23年度は57基に補助します。企業に対しても奨励金を交付しますが、町が主体となつて地域の電力自給を行う電力自給推進計画については考えていません。

他の質問事項なし



節電対策の一環であるうちの貸出
＝庁舎ロビー

町長 支援業務を円滑に行うためには、被災者支援システムを利用することもあると認識しています。

今後、被災者支援システムも含め、被災者支援の迅速化に向けた方策について検討を進めていきたいと考えています。

支援の迅速化含め 方策の検討進める

問 被災者の氏名、住所などの基本情報や被災者証明の発行などを管理する被災者支援システムの導入の考えを伺います。

被災者の基本情報 システムの導入は

井出 一己議員



町長 大規模災害が発生した場合の広域避難場所として、町内の小・中学校9カ所を初め第1号公園や坂本体育館など計13カ所の施設を指定しています。また、すべての避難所に避難者の連絡手段

13箇所の施設指定 機能の充実図る

問 学校施設を含む避難所の防災機能について伺います。

本町避難所の防災機能



広域避難場所を示す看板
＝愛川中原中学校

を確保するため、特設公衆電話の引き込み装置の設置や、発電機から電力を供給できる引き込み装置などを整備しています。

被災者にとって広域避難場所が重要な拠点施設でありますことから、引き続き災害時の安全性を確保し、防災機能の充実に図られるよう努めていきたいと考えています。

他の質問事項①高齢者買



町長 万が一、妊婦や赤ちゃんに緊急事態が発生した際に適切な処置が受けられる産婦人科医院との連携の確保が重要なもので、現時点では、助産院の誘致は非常に難しいと考えています。

連携の確保が重要 誘致は難しい

問 助産院を誘致することへの町長の考えとその課題について伺います。

助産院の誘致 考えと課題

小林 敬子議員



平和市長会議への加盟を

問 平和市長会議より町への加盟要請に対して、加盟の可否について伺います。

県町村会に確認 5月に正式加盟

町長 平和市長会議は、広島・長崎両市の呼びかけにより、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、様々な活動をしている組織です。名称が市長会議となっていて

他の質問事項①足柄茶の放射性物質の検出について



5月1日に加盟した
平和市長会議の加盟認定証

町長 町内の小・中学校及び県立愛川高校も広域避難場所に含まれています。町では、災害時の非常食は、消防本部庁舎と消防署半原分署の2カ所に備蓄しています。避難者の状況に応じて、備蓄場所から支援することになっており、町として、小・中学校に非常食の備蓄は行っていないです。

消防署に備蓄 小中学校は無し

問 町内の小中学校、県立愛川高校の食糧の備蓄状況について伺います。

町内小中高校の 非常食の備蓄状況

近藤 幸子議員



消防署本署に保管してある災害用備蓄品

町長 5月31日現在、県の調査対象は生乳、野菜肉となっており、放射性セシウムは基準値以下または検出がされていません。県環境農政局より愛

川町の農産物は、安心して食べていただける旨の安全宣言が出されました。足柄上・西湘・県央の3地区では、簡易型測定器で測定しています。県央地域は厚木の総合防災センターですが、平野部に立地しているので、山沿いの放射線量を測定する必要がありますが、本町への簡易型測定器の設置を要請しています。

効果の精査必要 今後の研究課題

町長 助成金制度の考えですが、先ずは、施設の設置に関する町民のニーズを把握する必要があります。助成制度を導入している自治体は比較的都市部が多く、土地利用の形態についてどの程度、効果が期待できるのかなどを精査する必要があります。これから、今後の研究課題と考えています。

簡易型測定器 設置を県に要請

問 本町から一番近いモニタリングポストは茅ヶ崎です。原発事故を受けて、モニタリングポストの増設の要望について伺います。

放射能汚染問題 モニタリングポストの増設を

雨水の利用促進 助成金制度の考え

鳥羽 清議員



問 雨水利用促進のための助成金制度の考えについて伺います。

「学級崩壊」本町の状況は

問 県内の公立小学校でいわゆる「学級崩壊」が近年増加しています。そこで、本町の学級崩壊について伺います。

落ち着きを欠いた学級が1件ありました。教育委員会としては、問題を起こす児童・保護者に対し教育相談員などの指導・助言を行いました。また、県教育委員会と連携し、非常勤講師を配置するなどの対応を行い、学級改善が図られ落ち着きを取り戻しています。

一昨年度に一件 学級改善図られる

教育長 町内の小学校6校では、一昨年度に、学級担任の指導に従わない児童が複数名おり、問題を起こす児童に行動を合わせる者が次第に増え、

他の質問事項①二輪車事故対策



雨水利用の一つである家庭用雨水タンク

町長 (仮称) 新保健センターは、本年度の設計段階に太陽光発電設備について検討することになっています。

県知事は200万戸を無償で設置と言っておられるので、町の補助持分はなくなるのではないかと期待をしています。

新保健センターは本年度に検討予定

問 公共施設の建設に当たって太陽光パネルの設置ができないか、県は推進の考えだが協力する考えはないか伺います。

公共施設建設時に太陽光パネル設置を

山中 正樹議員



消防庁舎に設置している太陽光パネル

町長 住民皆さんからよりきめ細かな測定、監視を望む声が寄せられています。県においては厚

測定ポイント増設 県町村会通じ要望

他の質問事項①東日本大震災被災市町村支援②役場庁舎の耐震性

町市長会と県町村会合同で県に要望しています。

本市内の総合防災センターに簡易型測定器を設置し平日2回測定しホームページで公表しています。

問 福島県では学校の校庭で放射能が検出され、安全性の面で様々な不安が広がっています。町内の学校・幼稚園・保育園の表土の放射線量及び町内の空気中の放射線量の計測について町の考えを伺います。

学校等の放射線量測定

町長 第5次総合計画前期基本計画に国・県道の整備要望や治山治水に係る要望など26の項目を記載しています。これらの具体的な対応としては県町村会などを通じ、「国政に関する要望」や「県への予算要望」など、様々な機会を通じて要望活動を実施しています。

26項目を記載 機会を通じ要望

問 第5次総合計画において、国・県の所管事業への具体的な対応について伺います。

第5次総合計画 国・県への対応

熊澤 俊治議員



町長 職員交流については、昭和55年度に「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」に基づく交流制度が発足し、これ

事務への影響考慮 将来に向け推進

問 現在、広域間行政が求められる中、以前は近隣市町村との職員交流が実施されていました。積極的な職員交流を図るべきと考えますが、その考えについて伺います。

積極的な職員交流を

町村への派遣交流を行うには、内部事務への影響を考慮し、将来に向けての大きな事業につきましては、その事業の進捗状況を注視しながら職員交流を図っていきたいと考えています。

他の質問事項なし

現在、広域間行政が求められる中、以前は近隣市町村との職員交流が実施されていました。積極的な職員交流を図るべきと考えますが、その考えについて伺います。

まで、県へ22名、相模原市へ5名派遣し交流を図ってきました。現在、派遣している職員数は5名であり、職員総数が減少している中、さらなる市町村への派遣交流を行う



平成23年度から始まる 第5次愛川町総合計画

議会だより・議会に関する 傍聴者アンケートの結果

平成22年3月から計4回、議会定例会の傍聴にお越しの方々に「議会だよりあいかわ」についてアンケートをお願いし、延べ88名の方から、貴重なご意見をいただきました。	③総括質疑	7人
今後、アンケート結果をもとに「議会だより」の内容や紙面などを改善しさらに町民の方々に親しまれる広報として充実を図っていきます。	④討論	10人
【議会だより】を読んだことがありますか】	⑤町民の声	22人
①毎回読んでいる	⑥その他	1人
②時々読んでいる	【紙面のレイアウト（構成）については】	
③たまにしか読まない	①読みやすい	16人
④全く読まない	②普通	55人
⑤無回答	③読みづらい	4人
【全部の記事を読んでいますか】	④「読まない理由を挙げてください」	
①ほぼ全て	①用語・表現が難しすぎる	3人
②一部だけ	②活字が多すぎる	1人
③最も関心がある記事はな	【掲載してほしい内容】	
④「※以下、複数回答あり」	・議員の声	
⑤可決議案の内容	・何かの特集	
⑥一般質問	【その他の意見】	

・答弁が硬すぎて理解しにくい。	・要点のみが記載されて良	・要点をもっとわかりやす	・「その他」の意見	・議員の声	・何かの特集	・「議会だより」を読んだ	・毎回読んでいる	・時々読んでいる	・たまにしか読まない	・全く読まない	・無回答	・最も関心がある記事はな	・「※以下、複数回答あり」	・可決議案の内容	・一般質問
・色々な話が聞けて勉強になった。	・要点のみが記載されて良	・要点をもっとわかりやす	・「その他」の意見	・議員の声	・何かの特集	・「議会だより」を読んだ	・毎回読んでいる	・時々読んでいる	・たまにしか読まない	・全く読まない	・無回答	・最も関心がある記事はな	・「※以下、複数回答あり」	・可決議案の内容	・一般質問
・一生懸命に審議が行われていた。	・要点のみが記載されて良	・要点をもっとわかりやす	・「その他」の意見	・議員の声	・何かの特集	・「議会だより」を読んだ	・毎回読んでいる	・時々読んでいる	・たまにしか読まない	・全く読まない	・無回答	・最も関心がある記事はな	・「※以下、複数回答あり」	・可決議案の内容	・一般質問

主な傍聴の声

- ・町長以外の答弁者の声が聞きづらい。
- ・抽象的なやり取りが多いという印象をもちました。
- ・質疑応答がわかりやすくなってきた。
- ・町側の答弁をもう少し具体的に分かりやすい言葉にしてほしい。
- ・質問者の論理の一貫性がないため、何を言いたいのか不明でした。
- ・議員の方が勉強しているのに感心した。
- ・質問をまとめているが、1項目ずつにし、答弁に対してのもう少し踏み込んだ質問をしてほしい。
- ・身近なことの質問だと関心があり、勉強になった。
- ・町長が答弁すべき事項と部長が答弁すべき事項を区別したほうが良いと思う。

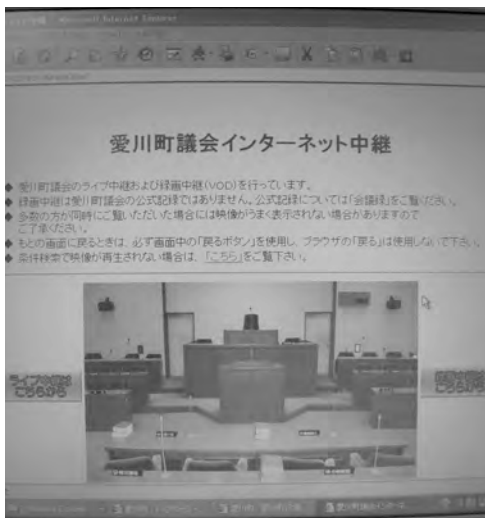


議会審議の様子を 録画中継しています

町議会では、町民参加を基本とする開かれた議会を実現するため、昨年の9月議会定例会から、インターネットによる議会のライブ中継を行っていますが、本年の6月議会定例会からは、ライブ中継終了後にも議会審議の様子をご覧いただけるよう、新たにインターネットによる議会の録画中継を始めました。

ライブ中継及び録画中継の視聴に当たっては、「愛川町議会ホームページ」
<http://www.town.aikawa.akagawa.jp/assembly/index.html>

「愛川町議会ホームページ」
<http://www.town.aikawa.akagawa.jp/assembly/index.html>



町議会ホームページ内のインターネット中継画面

町民の声

「リニア新幹線に便乗して」



菊地 清介 さん
(中津在住)

6月中旬の新聞紙上に、JR東海のリニア新幹線の停車駅設定の計画案が掲載されていました。

候補地の一つに相模原市の名があり、ご当地の市長をはじめ市民の方の大歓迎の喜びの声が記されていました。

それは当然のことです。リニア新幹線と言えば時代の先端を走る事業ですから、路線及

び停車駅の設定に当たっては多数の希望が寄せられていることが、何回か報道されていました。

そこで、愛川住民の一人として浅知恵が浮かんだのが愛川町に鉄道路線設営のチャンス到来だと思いました。これまでも愛川町民の要望の一つに鉄道設営の強い願望がある事は周知の通りです。

リニア停車駅への集客のアクセスは、既に関係者

の方々は考えていられることだと思えますが、横浜・川崎・藤沢など人口多数の大都市を控えて路線運営も採算ベースに見合うと考えるのは素人の商法でしょうか。

愛川町の新たな発展のきっかけになることを考慮して、町当局として強くアタックすることを望みます。

編集後記

今回の6月定例会において、議会基本条例を可決・制定しました。

この条例は、議会運営における基本事項を定め、町民参加を目的とした条例です。

この条例の目的が達成できるように今後もお一層の努力をしてみたいです。

また、条例の中に規定されている「情報の公開及び提供」の一環として、この6月定例会からインターネットによる議会の録画中継を行い、議会情報の提供に努めています。

議会だより編集委員会

委員長 熊坂 弘久

副委員長 井出 一己

委員 渡辺 基

委員 馬場 司

委員 成瀬 和治

委員 小島総一郎

委員 熊坂 徹

委員 熊澤 俊治

委員 井上 博明

次回定例会

次回、9月定例会は下表のとおりです。本会議はいつでも午前9時から開会します。

また、本定例会の運営を協議する議会運営委員会は、8月23日(火)に開催予定です。

日程が変更になる場合もありますので、詳しくは議会事務局にお問い合わせください。町ホームページでもご覧になれます。

平成23年 第3回定例会日程(予定)

月	日	曜	会 議 名
9	1	木	本会議 (提出議案の説明)
	2	金	本会議 (一般質問)
	5	月	本会議 (一般質問)
	8	木	本会議 (個人総括質疑)
	12	月	本会議 (会派代表質疑)
	14	水	総務建設常任委員会
	15	木	教育民生常任委員会
	20	火	総務建設常任委員会
	21	水	教育民生常任委員会
	28	水	本会議 (委員長報告・討論・採決)
	29	木	予備日

ページでもご覧になれます。

ご覧ください 会議録

議会だよりは、紙面の都合により、発言の一部を掲載しています。

詳しくは、下記の町公共施設に備え付けてある「会議録」をご覧ください。

なお、6月定例会の会議録は、9月中には備え付けができる予定です。

また、町議会のホームページで平成11年以降の会議録がご覧になれます。

会議録設置施設

- 役場町政情報コーナー
- 半原出張所
- 中津出張所
- 福祉センター
- 文化会館図書館
- 農村環境改善センター
- 半原公民館
- 中津公民館

議会だよりは、録音ボランティアグループ「かえでの会」のご協力により視覚障害者用に音声テープ化されています。

ご希望の方は、社会福祉協議会(だ)に連絡ください。(内線3792)